

令和 6 年度定期監査結果報告書

第 1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、沖縄市監査基準（令和 2 年 3 月 26 日決裁）に準拠して監査を実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 6 年 9 月末日時点における予算の執行状況、事務事業及び財産の管理状況等の財務に関する事務

2 監査の対象部署

総 務 部	総務課、防災課、秘書広報課、人事課、契約管財課、市民税課、資産税課、納税課
企 画 部	政策企画課、行政改革推進課、財政課、基地政策課、DX 推進課、情報システム課、プロジェクト推進担当
健康福祉部	ちゅいしいじい課、障がい福祉課、介護保険課、保護管理課、保護第一課、保護第二課、国民健康保険課、市民健康課
建設 部	都市計画担当、都市交通担当、公園みどり課、建築指導課、道路課、用地課、区画整理課、住まい建築課、計画調整課
消 防 本 部	消防総務課、予防課、通信指令課、警防課、消防署
議 会 事 務 局	庶務課、議事課

第 4 監査の着眼点（評価項目）

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを、次の評価項目に着目して実施した。

- 1 予算の執行、収入、支出及び契約事務が法令等に基づき適正に行われているか。
- 2 財産の管理、取得、処分及び使用許可などの手続きが法令等に基づき適正に行われているか。

第5 監査等の実施内容

監査調書等の提出を求め、諸帳簿及び関係書類の審査を行うとともに、所管部署職員及び財政援助団体等職員から説明を聴取した。

1 監査の主な内容

- (1) 監査対象部署による監査調書の提出
- (2) 事務局職員による監査書類の確認
- (3) 監査委員による監査の実施

2 監査の期間及び場所

- (1) 期間：令和6年11月12日～令和7年3月25日
- (2) 場所：監査室（本庁地下2階）及び消防本部、沖縄アリーナ

第6 監査の結果

監査の実施結果の評価・判断にあたっては、下記の区分で行った。

指 摘 事 項	・ 違法または不当な事項で是正すべきもの ・ 速やかに所要の措置を講じるよう求めるもの ・ 過去に留意・要望事項としたが改善されない事項
留 意 事 項	・ 事務処理上留意すべきもの ・ 指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの
要 望 事 項	・ 改善について検討を求めるもの

各対象部署の定期監査の結果については、次のとおりである。

指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分	指摘事項	留意事項	要望事項	合 計
共通事項	1	-	-	1
総務部				
総務課	1	-	-	1
防災課	-	-	-	-
秘書広報課	-	-	-	-
人事課	1	-	-	1
契約管財課	-	-	-	-
市民税課	-	-	-	-
資産税課	-	-	-	-
納税課	-	-	-	-
企画部				
政策企画課	-	1	-	1
行政改革推進課	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-
基地政策課	-	-	-	-
D X推進課	-	-	-	-
情報システム化	-	-	-	-
プロジェクト推進担当	6	-	-	6
健康福祉部				
ちゅいしいじい課	1	-	-	1
障がい福祉課	-	-	-	-
介護保険課	-	-	-	-
保護管理課、保護第一課、保護第二課	-	-	-	-
国民健康保険課	-	-	-	-
市民健康課	-	-	-	-
建設部				
都市計画担当	-	-	-	-
都市交通担当	-	-	-	-
公園みどり課	-	1	-	1
建築指導課	-	-	-	-
道路課	1	1	-	2
用地課	-	-	-	-
区画整理課	-	-	-	-
住まい建築課	-	-	-	-
計画調整課	-	-	-	-
消防本部				
消防総務課、予防課、通信指令課、警防課、消防署	1	-	-	1
議会事務局				
庶務課・議事課	-	-	-	-
合 計	12	3	0	15

1 指摘事項等（共通事項）

○ 備品等の管理について（指摘事項）

備品の保有状況については、監査対象部署提出の定期監査調書と令和 6 年 9 月 30 日時点の財務会計システム中の「備品台帳」を比較したところ、37 の部署において次のような結果となった。

確認事項		部署数（件数）	割合
期末の現在高合計が定期監査調書と備品台帳で不一致		5 部署	約 14%
期中の登記件数が定期監査調書と備品台帳で不一致		18 部署	約 49%
備品の未登記（20 万円以上の備品購入）		3 部署（7 件）	－
備品の登記の遅延（20 万円以上の備品購入）		5 部署（6 件）	－
備品等の現状調査	9 月末と 3 月末の 2 回実施	1 部署	約 3%
	3 月末の 1 回実施	12 部署	約 32%
	未実施	24 部署	約 65%

*割合＝部署数÷監査対象部署（37 部署）×100

期末の現在高合計が不一致だった部署は 5 部署（約 14%）、同現在高は一致しているが期中の登記件数が不一致だった部署は 18 部署（約 49%）であった。また、20 万円以上の備品購入による未登記は 3 部署（7 件）、同じく登記の遅延は 5 部署（6 件）であったことを確認した。

さらに、沖縄市物品会計規則第 22 条第 1 項では「課長等は、毎年 9 月及び 3 月末日現在において、所管に係る備品及び借入品についてその現状を調査し、備品現在高調書を確認して翌月末日までに所属の物品出納員に報告しなければならない。」とされているところ、現状調査を 1 回実施した部署は 12 部署（約 32%）、規定どおり 2 回実施したのは 1 部署のみで、残りの 24 部署（約 65%）は現状調査を行っていないかったという結果となった。

現行、財務会計システムによる備品台帳を基に管理が行われているが、年 2 回の現状調査が伴わなければ、その実態は不確かなものとしきれない。また、第 26 条第 1 項で「帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにしなければならない。」とされているところ、対象部署所管の備品総数約 3 万件余りを規則どおり管理するのはかなりの労力を要するものと想像できる。

備品等の管理については、事務の効率化の観点から ICT の活用や規則の改正などを念頭に、改善に取り組んでいただきたい。

2. 指摘事項等のあった部署

(1) 総務部 総務課

○ 備品の未登記について（指摘事項）

物品会計規則第 26 条第 1 項において、「帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにしなければならない。」とされているところ、下記については 9 月末日現在、備品の登記がされていなかった。

・ 歳出 2 款 1 項 10 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名 : 自動体外式除細動機 AED-3250

契約金額 : 475,200 円

契約日 : 令和 6 年 5 月 29 日

検収年月日 : 令和 6 年 8 月 7 日

支払完了日 : 令和 6 年 8 月 28 日

(2) 総務部 人事課

○ 支出負担行為として整理する時期について（指摘事項）

沖縄市会計規則第 47 条別表第 2 において、委託料を支出負担行為として整理する時期は、「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定されているところ、下記の契約年月日に対し、9 月末までに支出負担行為の整理がされていなかった。

・ 歳出 2 款 1 項 1 目 12 節総務費 職員研修費 委託料

契約名 : 令和 6 年度新採用職員フォローアップ研修じぶんワーク Biz
研修業務委託

契約金額 : 220,000 円

契約年月日 : 令和 6 年 9 月 13 日

(3) 企画部 政策企画課

○ 当初予算への計上漏れについて（留意事項）

沖縄市予算規則第 6 条第 1 項において、「部長は、その所管する事項に係る予算について必要な書類を作成し、企画部長に提出しなければならない。」と規定されている。下記については、債務負担行為に基づき契約締結されたにもかかわらず、当初予算への計上漏れにより、流用にて対応していた。

債務負担行為は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除き、予算で定められた将来の債務を負担する行為であり、予算とは不可分である。当初予算の計上漏れが無いよう留意していただきたい。

・歳出 2 款 1 項 6 目 12 節委託料

契約名： 生活環境意識調査業務委託

契約金額： 5,116,696 円

契約年月日： 令和 5 年 11 月 13 日

履行期間： 令和 5 年 11 月 13 日～令和 6 年 6 月 30 日

当初予算： 0 円

流用年月日： 令和 6 年 4 月 1 日

流用元： 2 款 1 項 26 目 24 節積立金 ふるさと応援基金積立金

流用額： 5,117,000 円

(4) 企画部 プロジェクト推進担当

○ 支出負担行為として整理する時期について（指摘事項）

沖縄市会計規則第 47 条別表第 2 において、委託料を支出負担行為として整理する時期は、「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定されているところ、下記の契約年月日に対し、9 月末までに支出負担行為の整理がされていなかった。

・歳出 7 款 1 項 3 目 12 節委託料 その他委託料 市制施行 50 周年記念大相撲
地方巡業関連業務委託料

契約名： 沖縄市制施行 50 周年大相撲沖縄場所関連イベント実施業務

契約金額： 20,000,000 円

契約年月日： 令和 6 年 8 月 7 日

○ 備品の未登記について（指摘事項）

物品会計規則第 26 条第 1 項において、「帳簿の登記は、その登記原因の発生の都度直ちにしなければならない。」とされているところ、下記については 9 月末日現在、備品の登記がされていなかった。

・歳出 3 款 2 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名： 沖縄こどもの国ワニ舎備品供給業務

契約金額： 459,800 円

契約日： 令和 6 年 6 月 11 日

納入期限： 令和 6 年 7 月 2 日

検収年月日： 令和 6 年 6 月 20 日

支払年月日： 令和 6 年 7 月 4 日

・歳出 3 款 2 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名： 沖縄こどもの国便益施設備品供給業務（その 3）
契約金額： 242,491 円
契約日： 令和 6 年 4 月 1 日
納入期限： 令和 6 年 4 月 30 日
検収年月日： 令和 6 年 4 月 22 日
支払年月日： 令和 6 年 5 月 22 日

・ 歳出 3 款 2 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名： 沖縄こどもの国便益施設備品供給業務（その 4）
契約金額： 323,180 円
契約日： 令和 6 年 4 月 4 日
納入期限： 令和 6 年 5 月 31 日
検収年月日： 令和 6 年 4 月 16 日
支払年月日： 令和 6 年 5 月 8 日

・ 歳出 3 款 2 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名： 沖縄こどもの国便益施設備品供給業務（その 5）
契約金額： 636,350 円
契約日： 令和 6 年 6 月 6 日
納入期限： 令和 6 年 8 月 30 日
検収年月日： 令和 6 年 8 月 6 日
支払年月日： 令和 6 年 8 月 28 日

・ 歳出 3 款 2 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名： 沖縄こどもの国 Z00 スクール備品供給業務
契約金額： 499,840 円
契約日： 令和 6 年 4 月 30 日
納入期限： 令和 6 年 6 月 28 日
検収年月日： 令和 6 年 5 月 29 日
支払年月日： 令和 6 年 6 月 7 日

(5) 健康福祉部 ちゅいしいじい課

○ 変更支出負担行為日について（指摘事項）

沖縄市会計規則第 47 条別表第 2 において、委託料を支出負担行為として整理する時期は、「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定されているところ、下記については、変更契約年月日を変更支出負担行為日と整理するところ、検収日としていた。

- ・歳出 3 款 1 項 1 目 12 節委託料 価格高騰重点支援給付金システム改修委託料
 契約名： 令和 6 年度「価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応）」窓口及び電話対応等事務処理業務委託
 契約金額： 11,854,804 円
 契約年月日： 令和 6 年 3 月 27 日
 変更契約金額： △111,550 円
 変更契約年月日： 令和 6 年 6 月 28 日
 変更支出負担行為日： 令和 6 年 7 月 9 日
 検収年月日： 令和 6 年 7 月 9 日

(6) 建設部 公園みどり課

○ 使用料における減免の具体的運用基準について（留意事項）

沖縄市都市公園条例施行規則第 8 条第 1 項第 2 号において、使用料の減免について「その他市長が特に必要と認めた場合 市長が必要と認める額」と規定されているが、すべて全額免除していた。使用料の減免における市長が必要と認める具体的運用基準を定めていただきたい。

- ・歳入 14 款 1 項 7 目 2 節使用料及び手数料 都市計画使用料

(7) 建設部 道路課

○ 契約書の未作成について（指摘事項）

沖縄市契約規則第 33 条第 1 項において、「随意契約による相手方が決定したときは、速やかに契約書（第 6 号様式）を作成しなければならない」と規定されているところ、下記については、長期継続契約に該当するものとして契約書を作成せずに申込書で十分であるとの判断であった。

- ・歳出 8 款 2 項 1 目 13 節使用料及び賃借料
 細節：道路損傷等通報アプリケーション使用料
 金額：528,000 円
 申込年月日：令和 3 年 2 月 17 日

○ 納入通知書の再発行について（留意事項）

沖縄市道路占用料徴収条例施行規則第 3 条第 1 項において、「納期は、納入通知書の発行の日から 30 日以内とする」と規定されている。下記については、納期限が近付いた占用許可者に対して、その都度連絡を取り、新たな納付期限を記載した納入通知書を発行していた。

納入者には当初の納期限内に支払うよう十分調整していただきたい。

- ・ 歳入 14 款 1 項 7 目 1 節道路橋りょう使用料 道路占有料

(8) 消防本部

○ 備品の未登記について（指摘事項）

物品会計規則第 26 条第 1 項において、「帳簿の登記は、その登記原因の発生
の都度直ちにしなければならない。」とされているところ、下記については 9 月
末日現在、備品の登記がされていなかった。

- ・ 歳出 9 款 1 項 1 目 17 節備品購入費 機械器具費

契約名： AED トレーニング TRN-31504 式

契約金額： 426,800 円

契約年月日： 令和 6 年 7 月 2 日

納入期限： 令和 6 年 9 月 30 日

検収年月日： 令和 6 年 7 月 17 日

支払年月日： 令和 6 年 8 月 6 日